

愛南町旅客船等
指定管理者業務仕様書

令和7年9月

愛 南 町

目 次

第 1	旅客船等の基本方針等	1	旅客船等の目的、機能	2	管理運営に関する基本的事項
第 2	運航時間及び運休日	1	運航時間	2	運休日
		3	運航時間及び運休日の変更		
第 3	指定管理者が業務を行う区域、運航コース				
第 4	指定管理者が行う業務の範囲	1	事業の実施に関する業務	2	施設等の利用に関する業務
		3	施設等の維持管理に関する業務	4	管理運営業務
		5	その他管理運営に必要な業務		
第 5	事業の実施に関する業務の基準	1	地域の観光及び情報提供業務	2	地域観光の研究及び開発業務
		3	休憩及び交流の場の提供業務	4	その他の業務
第 6	施設等の利用に関する業務の基準	1	施設等利用許可業務	2	利用促進業務
第 7	施設等の維持管理に関する業務の基準	1	施設保守管理業務	2	保守点検業務
		3	備品管理業務	4	植栽管理業務
		5	清掃業務	6	保安警備業務
		7	その他の業務		
第 8	管理運営業務の基準	1	組織体制及び人員配置	2	事業計画書の作成業務
		3	予算資料の作成	4	事業報告書の作成業務
		5	関係機関との連絡調整業務	6	指定期間終了後の引継業務
第 9	その他管理運営に必要な業務の基準	1	個人情報保護	2	情報公開
		3	監査	4	指定管理者指定期間開始前に行う業務
		5	リスクの分担及び保険への加入		
第 10	モニタリング	1	モニタリングの方法	2	業務不履行時の処理

別記 個人情報取扱特記事項

愛南町旅客船等 指定管理者業務仕様書

本書は、「愛南町旅客船等指定管理者募集要項」と一体のものであり、愛南町旅客船等（以下「旅客船等」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、愛南町（以下「町」という。）が指定管理者に要求する管理運営業務の内容及びその基準等を示すものである。

第1 旅客船等の基本方針等

1 旅客船等の目的、機能

（1）目的

本町の恵まれた海洋性自然環境を観光及びレクリエーションの場として活用し、もって本町の活性化を図ることを目的とする。

（2）機能

- ア 観光と情報提供
- イ 地域観光の研究及び開発
- ウ 施設の利用者等へ休憩及び交流の場の提供
- エ 特産品等の販売促進

2 管理運営に関する基本的事項

（1）管理運営に関する基本理念

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。このため、指定管理者は自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要がある。

町は、施設の設置者として、必要に応じ指定管理者に対して管理運営に関する指示等を行うものとする。

（2）管理運営に当たっての留意事項

指定管理者は、管理運営を行うに当たり、次の項目に留意しなければならない。

- ア 旅客船等の目的及び機能に基づいた管理運営を行うこと。
- イ 公の施設であることを常に念頭に置いて、利用者への公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ウ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。
- エ 旅客船等が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- オ 施設内での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- カ 町と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、町の施策に対し積極的に協力するよう努めること。
- キ 管理運営を行うに当たり地域との連携、協調に努めること。
- ク 関係法令等の遵守

指定管理者は、旅客船等の管理運営を行うに当たり、次に掲げるものをはじ

め、関係法令等を遵守しなければならない。

- (ア) 地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則
- (イ) 愛南町旅客船等の設置及び管理に関する条例
- (ウ) 愛南町旅客船の使用料の減免に係る様式を定める要綱
- (エ) 愛南町安全管理規程
- (オ) 愛南町運航基準
- (カ) 愛南町作業基準
- (キ) 愛南町事故処理基準
- (ク) 愛南町情報公開条例
- (ケ) 愛南町個人情報保護条例
- (コ) 愛南町行政手続条例
- (サ) 遺失物法、遺失物法施行令及び遺失物法施行規則
- (シ) その他関連法規

ケ 緊急時の対応

- (ア) 指定管理者は、災害時、緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての的確な対応を行うこと。
- (イ) 旅客船等の利用者の急な病気、けが等に対応できるよう近隣の医療機関と連携し、的確な対応を行うこと。
- (ウ) 船内及び待合所内は禁煙とし、施設内での火災、犯罪等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。
- (エ) 災害等により、町が旅客船等を住民避難場所及び救護（救助）活動として使用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。

コ 帳簿の記帳

指定管理者は、旅客船等の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類について、帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存すること。

また、これらの関係書類について、町が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとする。

サ 環境配慮の推進

省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

第2 運航時間及び休業日

1 運航時間

午前8時30分から午後5時15分まで（但し、待合所は午後5時30分まで）

2 休業日

なし

3 運航期間及び休業日の変更

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、運

航時間及び休業日を変更することができる。

また、指定管理者は特に必要があると認めるときは、臨時に運休することができる。

第3 指定管理者が業務を行う区域、運航コース

旅客船等の区域及び運航コースは別添図面のとおりとする。

ユメカイナ 1 隻、ガイヤナ 2 1 隻（観光船）

瀬ノ浜観光案内待合所 1 棟（鉄筋コンクリート造平屋建 建床面積 249.8 m²）

第4 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 事業の実施に関する業務
 - （1）地域の観光及び情報提供業務
 - （2）地域観光の研究及び開発業務
 - （3）休憩及び交流の場の提供業務
 - （4）特産品等の販売促進業務
 - （5）その他の業務
- 2 施設等の利用に関する業務
 - （1）施設等利用許可業務
 - （2）利用促進業務
- 3 施設等の維持管理に関する業務
 - （1）施設保守管理業務
 - （2）保守点検業務
 - （3）備品管理業務
 - （4）駐車場管理業務
 - （5）清掃業務
 - （6）保安警備業務
 - （7）その他の業務
- 4 管理運営業務
 - （1）組織体制及び人員配置
 - （2）事業計画書の作成業務
 - （3）事業報告書の作成業務
 - （4）関係機関との連絡調整業務
 - （5）指定期間終了後の引継業務
- 5 その他管理運営に必要な業務

第5 事業の実施に関する業務の基準

指定管理者は、旅客船等の施設等を利用し、次に掲げる事業を実施するものとする。

なお、事業の実施に当たっては、旅客船等が有する機能を充実及び発展させるよう努めなければならない。

- 1 地域の観光及び情報提供業務

指定管理者は、地域資源を活用して団体及び各種グループとの連携を図り、町の観光情報を提供し、地元住民と観光客の相互理解を深める取組を実施すること。

2 地域観光の研究及び開発業務

指定管理者は、地域の各種団体とともに旅客船等の施設を活用して地域素材を活かした地域観光の研究及び開発に努め、幅広い周知活動等を推進すること。

3 休憩及び交流の場の提供業務

当地域の恵まれた自然環境は、他に類を見ない景観であり、これら自然、文化及び生活を活かした資源を広く紹介する取組を行うこと。また、旅客船等を利用される人々や地域住民が気軽に休憩、交流できるよう常に適正な施設の維持管理に努めること。

4 特産品等の販売促進業務

指定管理者は、地域の特産品の生産者、団体及び各種グループとの連携を図りながら、町の特産物等の展示及び販売の推進に努めること。

5 その他の業務

指定管理者は、事業の実施状況を記録した業務日誌を作成するとともに、一定期間保管し、町の求めがあったときは閲覧に供すること。

第6 施設等の利用に関する業務の基準

1 施設等利用許可業務

(1) 利用の許可

旅客船等は、次表に掲げる施設及び管理運営上支障がある施設を除き、旅客船等を利用しようとする者に供するものとする。また、利用する場合は指定管理者の許可が必要となるため、指定管理者は許可を必要とする施設及び許可の手続きについてあらかじめ定めること。

施 設 名	ユメカイナ、ガイヤナ2 瀬ノ浜観光案内待合所、船越駐車場
そ の 他	指定管理者が定める施設等

(2) 利用の許可の制限に関する事項

ア 条例第5条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは、指定管理者は利用の許可をしないものとする。

イ 指定管理者は、条例第5条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは、指定管理者は許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

ウ 指定管理者は利用の制限に関する基準を、あらかじめ定めること。また、制限に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

(3) 利用料金の設定

ア 施設の利用料金は、条例の別表で定める料金とする。

イ 指定管理者は、条例第8条各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減

額し、又は免除しなければならない。

ウ 指定管理者は、条例第8条に基づき、利用料金を減額又は免除しようとする場合は、減額又は免除の基準について、あらかじめ定めること。減額又は免除に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

(4) 利用料金の徴収

ア 指定管理者は、施設の利用許可にかかる利用料金を自己の収入として徴収する。また、利用料金は前納を原則とするが、指定管理者が必要と認めるときは、この限りではない。

イ 徴収した利用料金は還付しないものとするが、条例第9条各号のいずれかに該当するときは還付する。指定管理者は、還付する場合の基準をあらかじめ定めること。また、還付に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

(5) 利用の受付、許可

ア 施設等の利用の申込受付は原則として先着順とし、利用の許可に当たっては、公平な利用を確保すること。

イ 利用の申請書等の書類が必要な場合は、指定管理者において作成すること。

ウ 催しの実施のための施設の利用許可に当たっては、催しの利用目的等利用上問題がないことを確認した上で許可をすること。

エ 催しの準備、撤去の作業時及び開催時の音響、騒音等で周辺住民へ悪影響を及ぼさないよう指導すること。

(6) 利用の留意事項

ア 施設等の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をすること。また、その内容を町へ報告すること。

イ 施設、附属設備、備品等を利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、利用方法、注意事項の十分な指導、説明及び助言を行うこと。

2 利用促進業務

指定管理者は、旅客船等の設置目的を踏まえ、本町の恵まれた海洋性自然環境を観光及びレクリエーションの場として活用し、もって本町の活性化を図ることを目的とした各種自主事業を実施するなど、施設の有効活用と利用促進に努めること。

第7 施設等の維持管理に関する業務の基準

指定管理者は、旅客船等の施設等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように施設等の維持管理業務を行うこと。

1 施設保守管理業務

指定管理者は、旅客船等を適切に運営するために日常的に施設の点検を行い、常に安全な状態を維持し、かつ美観を維持することに努めるとともに、施設等に不具合を発見した際には、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

2 保守点検業務

指定管理者は、附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のため、法定点検及び

機能維持のための外観点検、機能点検、整備業務等を行うこと。

また、故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

3 備品管理業務

指定管理者は、町の所有する備品については備品台帳等により適切に管理すること。

また、町の所有する備品について、利用に支障をきたさないよう管理を行うとともに、不具合が生じた場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

4 駐車場管理業務

指定管理者は、旅客船等の運営に当たって駐車場の美観及び衛生において良好な状態に保つため、清掃等の必要な処置を講ずること。

5 清掃業務

指定管理者は、旅客船等の施設等について、良好な衛生環境及び美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

6 保安警備業務

指定管理者は、旅客船等の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めること。

7 その他の業務

指定管理者は、施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成するとともに、一定期間保管し、町の求めがあったときは閲覧に供すること。

第8 管理運営業務の基準

1 組織体制及び人員配置

指定管理者は、管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。なお、職員の勤務体制は施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

2 事業計画書の作成業務

指定管理者は、毎年度 12 月末までに翌年度の管理運営業務に関する事業計画書を作成し、町に提出すること。なお、作成に当たっては町と調整を図ること。

3 予算資料の作成

指定管理者は、旅客船等の管理運営に係る予算を措置するために必要とする資料を作成すること。なお、具体的な資料の内容、提出時期（12 月頃）については、別途指示する。

4 事業報告書の作成業務

（1）年次報告書

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に管理運営業務に関する事業報告書を町に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりとする。なお、詳細については、町と指定管理者が締結する協定で定めるものとする。

- ア 旅客船等の管理運営業務の実施状況及び利用状況
- イ 利用料金等の収入の実績
- ウ 旅客船等の管理経費の収支状況

(2) 月次報告書

指定管理者は、毎月報告書を作成し、翌月 10 日までに町に提出すること。報告書の詳細は、町と指定管理者が締結する協定で定めるものとする。

5 関係機関との連絡調整業務

指定管理者は、関係機関との連絡調整を図ること。

6 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後若しくは指定の取消し等により次期管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

第9 その他管理運営に必要な業務の基準

1 個人情報保護

指定管理者は、旅客船等の管理運営を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(別記参照)

2 情報公開

指定管理者は、公の施設の管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずること。

3 監査

愛南町監査委員等が町の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

4 指定管理者指定期間開始前に行う業務

- (1) 協定項目についての町との協議
- (2) 業務等に関する各種規定の作成、協議
- (3) 現行の管理者からの業務引継ぎ

5 リスクの分担及び保険への加入

旅客船等の管理運営に関する基本的なリスク分担の方針は次のとおりとし、指定管理者は、これらに基づく自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。なお、建物の火災保険については町が加入する。

項 目	内 容	愛南町	指定管理者
指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の改正	甲乙協議による	○	○
施設整備、備品等の維持管理	施設…定期船・観光船・案内所等 備品…椅子・机・テレビ等		○
施設等の利用の許可等	行政財産の目的外使用許可は除く		○

利用料金の徴収、収納	施設利用に係る料金		○
施設の修繕（小規模）	大規模修繕は甲乙協議		○
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、収入減		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
運営リスク	事故、災害時等による臨時休館等	※協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館等		○
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部の利用停止		○
施設等の損傷	事故・火災等によるもの	※協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
利用者等への損害賠償	下記以外のもの	※協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○

※ 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

第10 モニタリング

町は、指定管理者の管理運営業務に関するモニタリングを次のとおり実施するものとする。なお、詳細については、町と指定管理者で締結する協定で定めるものとする。

1 モニタリングの方法

(1) 定期モニタリング

町は、指定管理者から提出された事業報告書、その他の報告等により、指定管理者の業務の実施状況が町の要求基準を満たし、適正かつ確実なサービスが提供されているかについて確認する。

(2) 随時モニタリング

町は、必要があると認めるときは、指定管理者に対して随時モニタリングを実施する。随時モニタリングは、指定管理者に事前に通知した上で施設の維持管理、経理状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することができる。

2 業務不履行時の処理

(1) 管理運営業務が要求基準を満たしていない場合又は利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合、町は指定管理者に対して改善の指示を行うことができる。

(2) 町は、指定管理者が町の指示に従わないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 指定管理者は、個人情報保護の重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。

2 指定管理者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛南町個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 指定管理者は、その業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 指定管理者は、愛南町（以下「町」という。）の指示又は承認があるときを除き、その業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 指定管理者は、その業務を処理するために町から提供された個人情報が記録された資料等を、町の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 指定管理者は、町の承認があるときを除き、個人情報を取り扱う事業を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 指定管理者は、その業務を処理するため町から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、町が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 指定管理者は、その業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、指定管理者の責任において確実な方法により運搬しなければならない。

(事故報告)

第10 指定管理者は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに町に報告し、町の指示に従うものとする。

■運航航路一覧

1. 船越～鹿島定期航路

2. 鹿島～宇和海海中公園周遊航路

- (1) Aコース
鹿島～海中公園（5号地）～海中公園（3号地）～鹿島
- (2) Bコース
鹿島～海中公園（5号地）～海中公園（3号地）～海食洞～鹿島
- (3) Cコース
鹿島～海中公園（4号地）～鹿島
- (4) Dコース
鹿島～海中公園（6号地）～鹿島
- (5) 鹿島一周コース

3. 船越～宇和海海中公園周遊航路

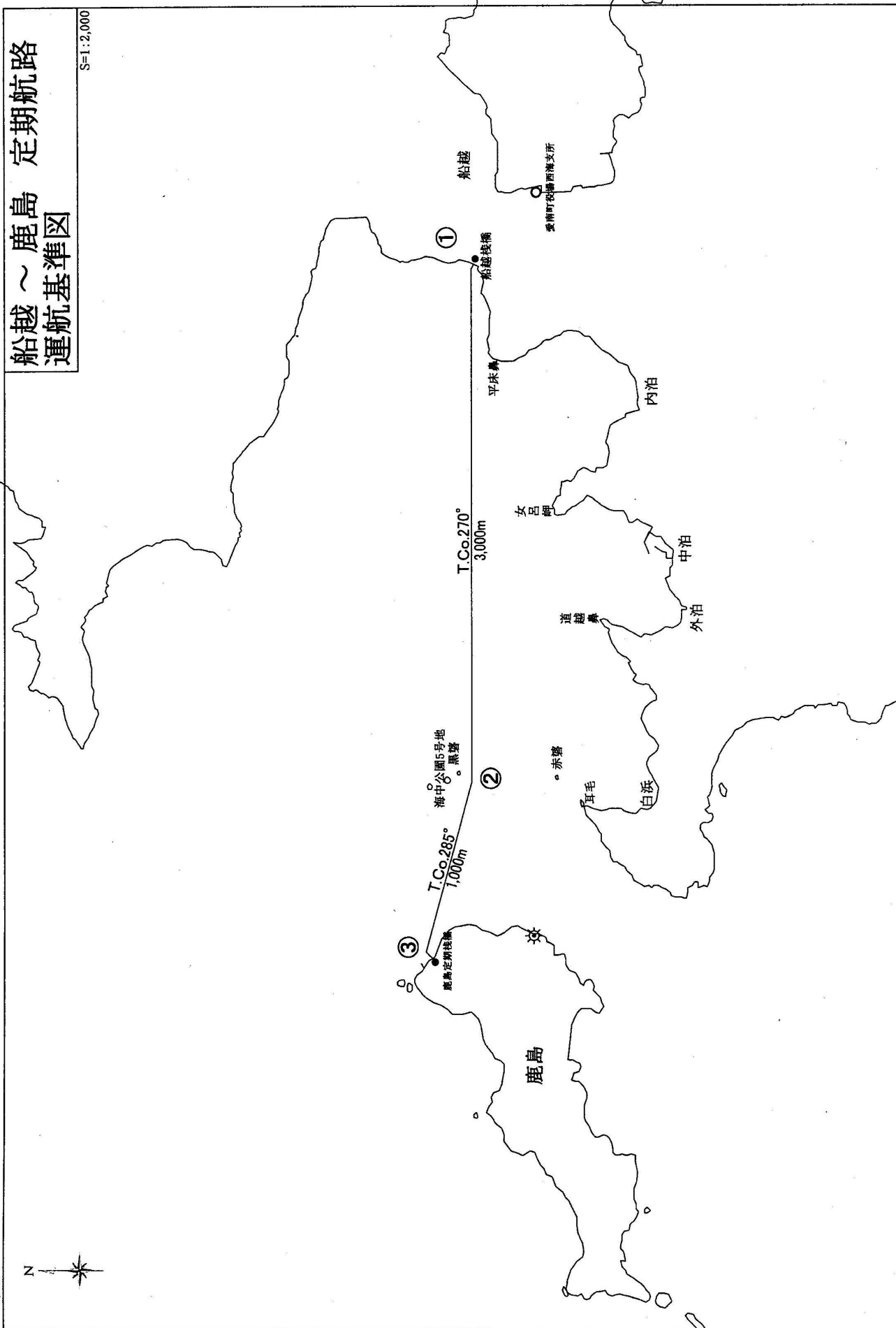
- (1) 船越～海中公園（5号地）～海中公園（3号地）～船越
- (2) 船越～海中公園（5号地）～海食洞～船越
- (3) 船越～海中公園（5号地）～海中公園（3号地）～海食洞～船越

4. 船越～小浦沖・亀倉沖海中資源群周遊航路

5. 船越～野地・当木海中資源群周遊航路

- (1) Aコース
船越～野地海中資源群～当木海中資源群～船越
- (2) Bコース
船越～野地海中資源群～船越
- (3) Cコース
船越～当木海中資源群～船越

1. 船越～鹿島定期航路



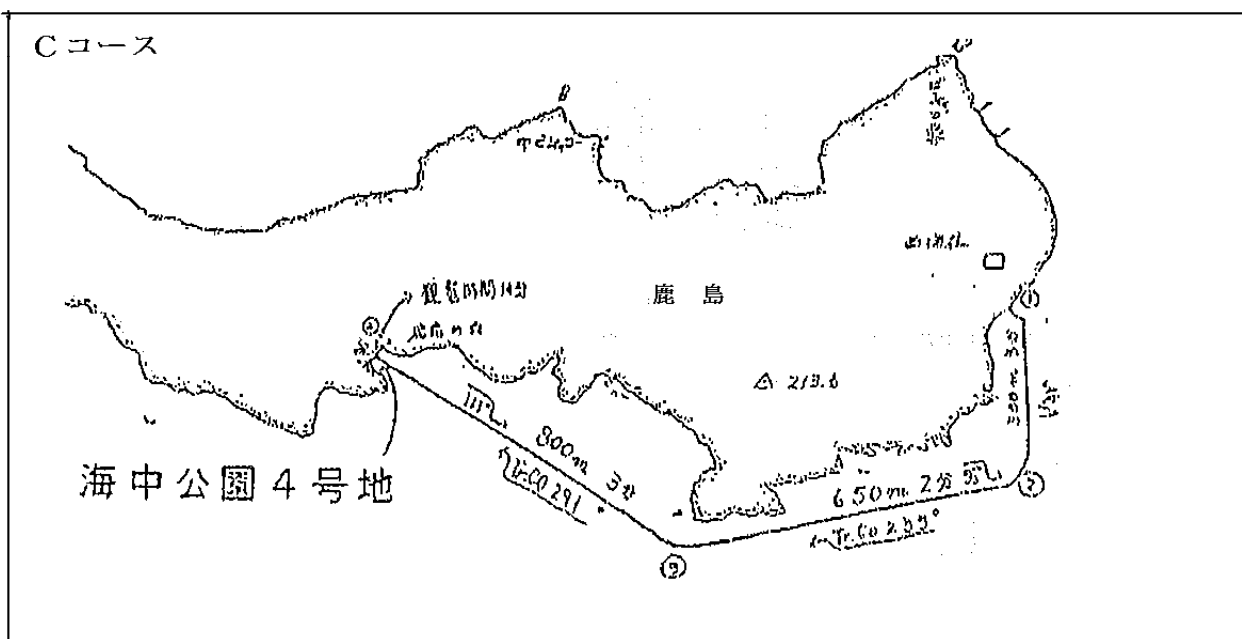
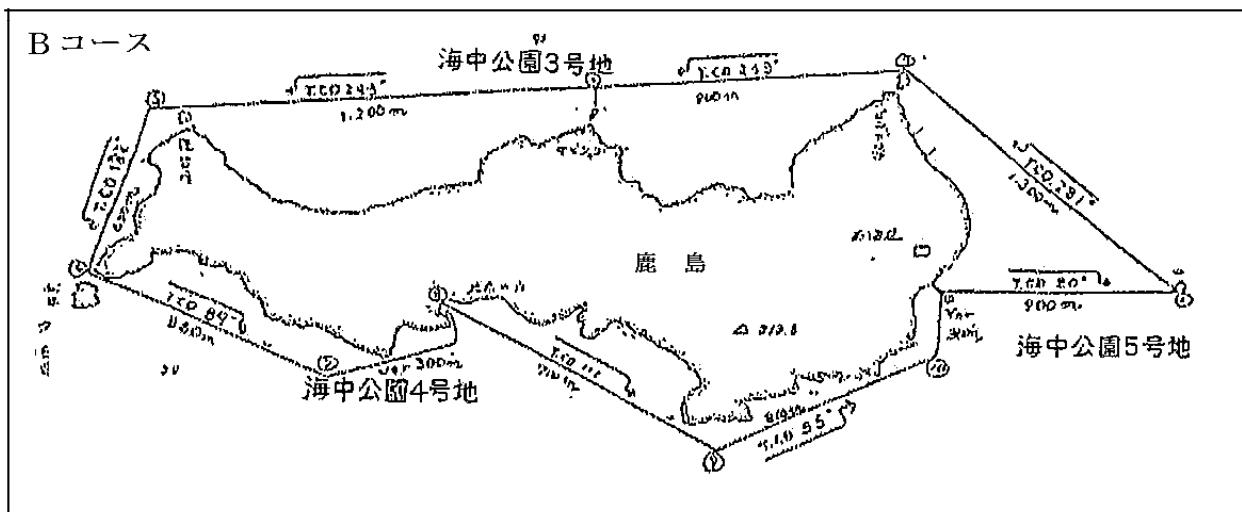
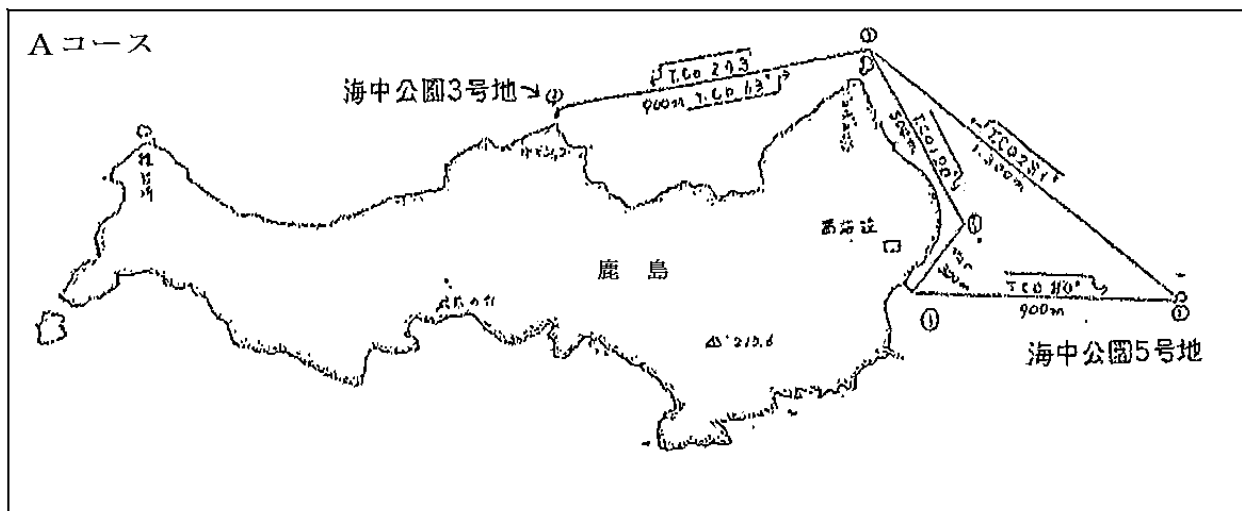
① 船越～鹿島

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路	距 離
	目 標	真方向	距 離 m.	T. C o.	m.
①	起点船越棧橋				
				270	3000
②	黒濤	360	140	285	1000
③	鹿島定期棧橋			105	1000
				②	黒濤
①	起点船越棧橋			距離 8.0 km	

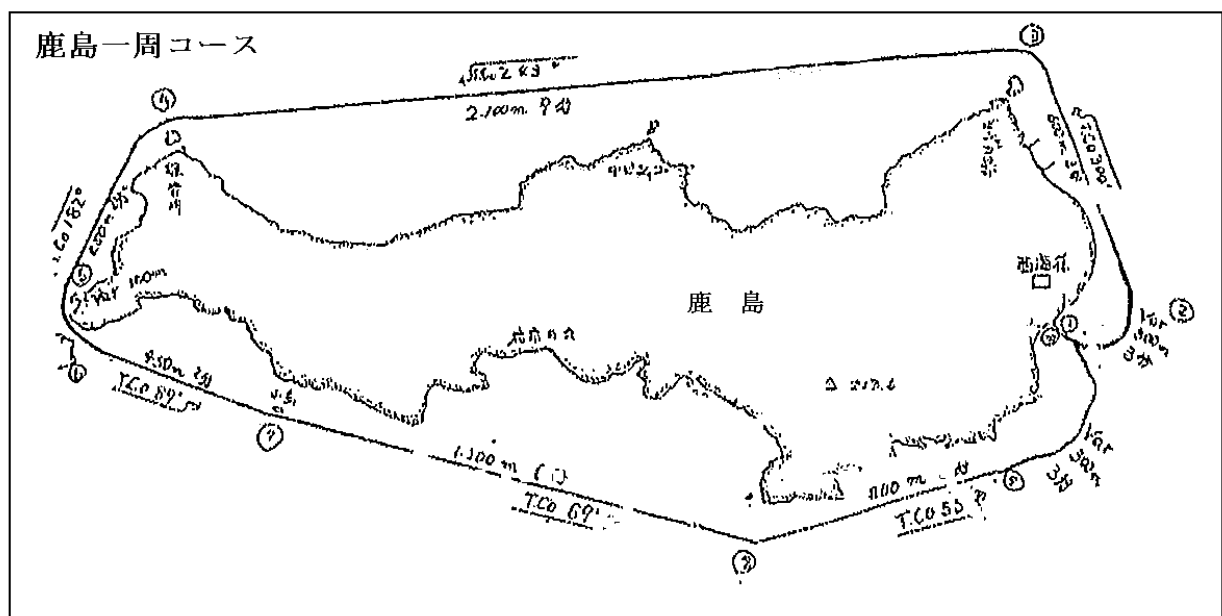
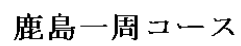
2. 鹿島～宇和海海中公園周遊航路

鹿島～宇和海海中公園周遊航路

運航基準図(1)



運航基準図 (2)



鹿島～宇和海海中公園周航路

A コース

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. Co.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	鹿島				
②	海中公園 (5 号)			80	900
③	ビシヤゴ鼻	180	50	281	1300
④	海中公園 (3 号)			243	900
③	ビシヤゴ鼻	180	50	63	900
⑤	礫崎	24	2600	120	500
①	鹿島			Var	300
					計 4.8 km

運航上の注意

B コース

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. Co.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	鹿島				
②	海中公園 (5 号)			80	900
③	ビシヤゴ鼻	180	50	281	1300
④	海中公園 (3 号)			243	900
⑤	観音崎	180	50	243	1200
⑥	松島	180	10	182	450
⑦	小島正横	360	50	89	850
⑧	海食洞 (4 号)			Var	300
⑨	鹿島の鼻	360	50	111	700
⑩	黒濤	55	800	55	800
①	鹿島			Var	300
					計 7.7 km

入出港時等、十分安全が確保できる速力を遵守すること。

松島付近の変針航行にあたっては、十分安全運航に留意すること。

海食洞の進航及び退航にあたっては、特に海象に留意し無理のない運航に努めること。

Cコース

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. Co.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	鹿島				
				Var	300
②	黒渚	55	800		800
③	鹿島の鼻	360	50		800
④	海中公園 (4号)			Var	100
					800
③	鹿島の鼻	360	50		800
②	黒渚	55	800		300
				Var	300
①	鹿島				
計 3.6 km					

Dコース

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. Co.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	鹿島				
				110	900
②	海中公園 (6号)			Var	100
				290	900
①	鹿島				
計 1.9 km					

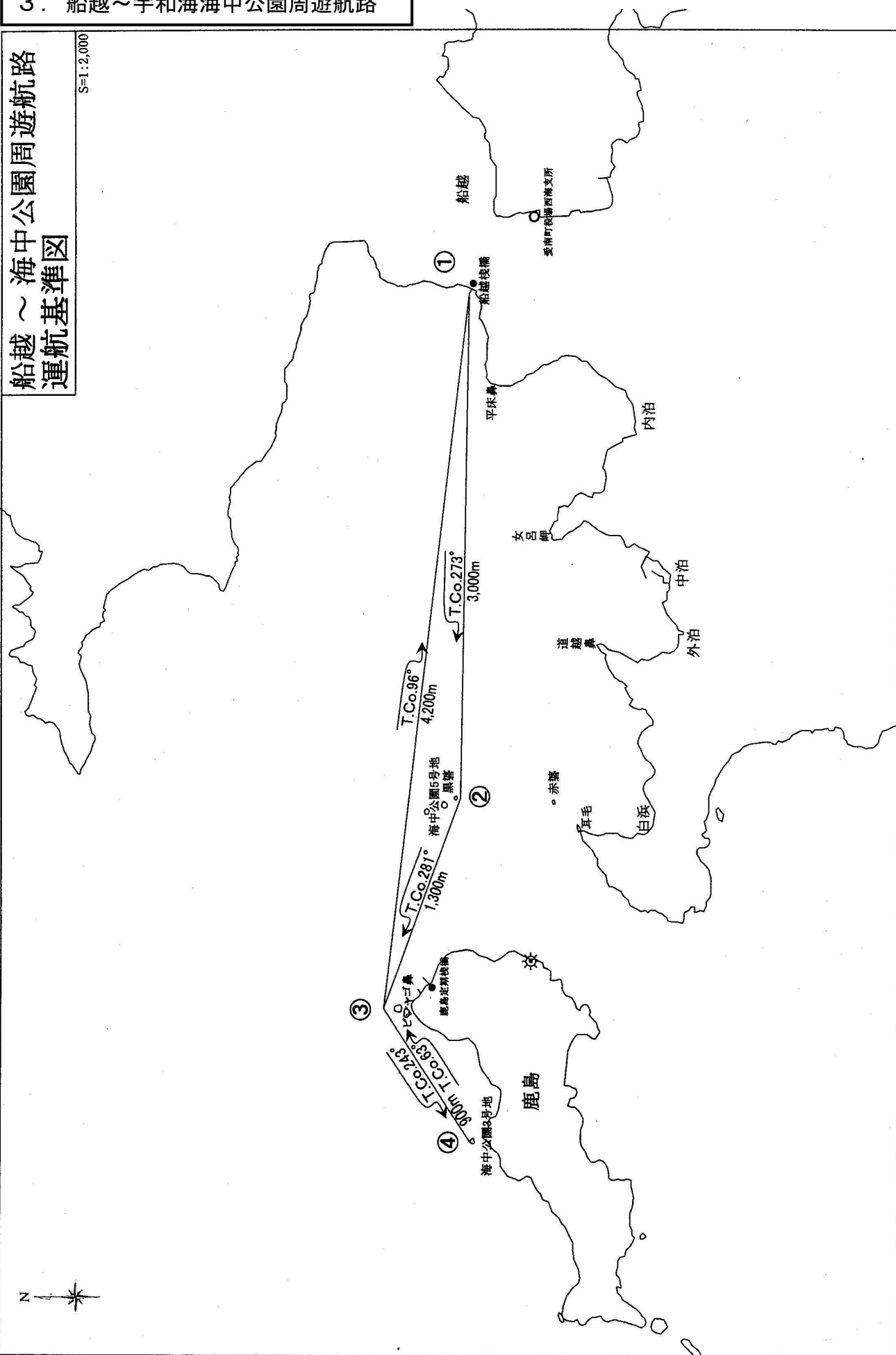
鹿島一周
コース

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. Co.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	鹿島				
				Var	300
②	礫崎	24	2600		
				300	600
③	ビシヤゴ鼻	180	50		
				243	2100
④	観音崎	180	50		
				182	450
⑤	松島北端	180	20		
				Var	100
⑥	松島西端	180	20		
				89	450
⑦	小島	360	40		
				69	1200
⑧	鹿島の鼻	360	50		
				55	800
⑨	黒渚	55	800		
				Var	300
①	鹿島			計 6.3 km	

3. 船越～宇和海海中公園周遊航路

船越～海中公園周遊航路 運航基準図

S=1:2,000



船越～海中公園周遊航路

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. C o.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	起点船越棧橋				
				273	3000
②	海中公園（5 号）			281	1300
③	ビシャゴ鼻	180	50	243	900
④	海中公園（3 号）			63	900
③	ビシャゴ鼻	180	50	96	4200
①	起点船越棧橋			距離	10.3 km

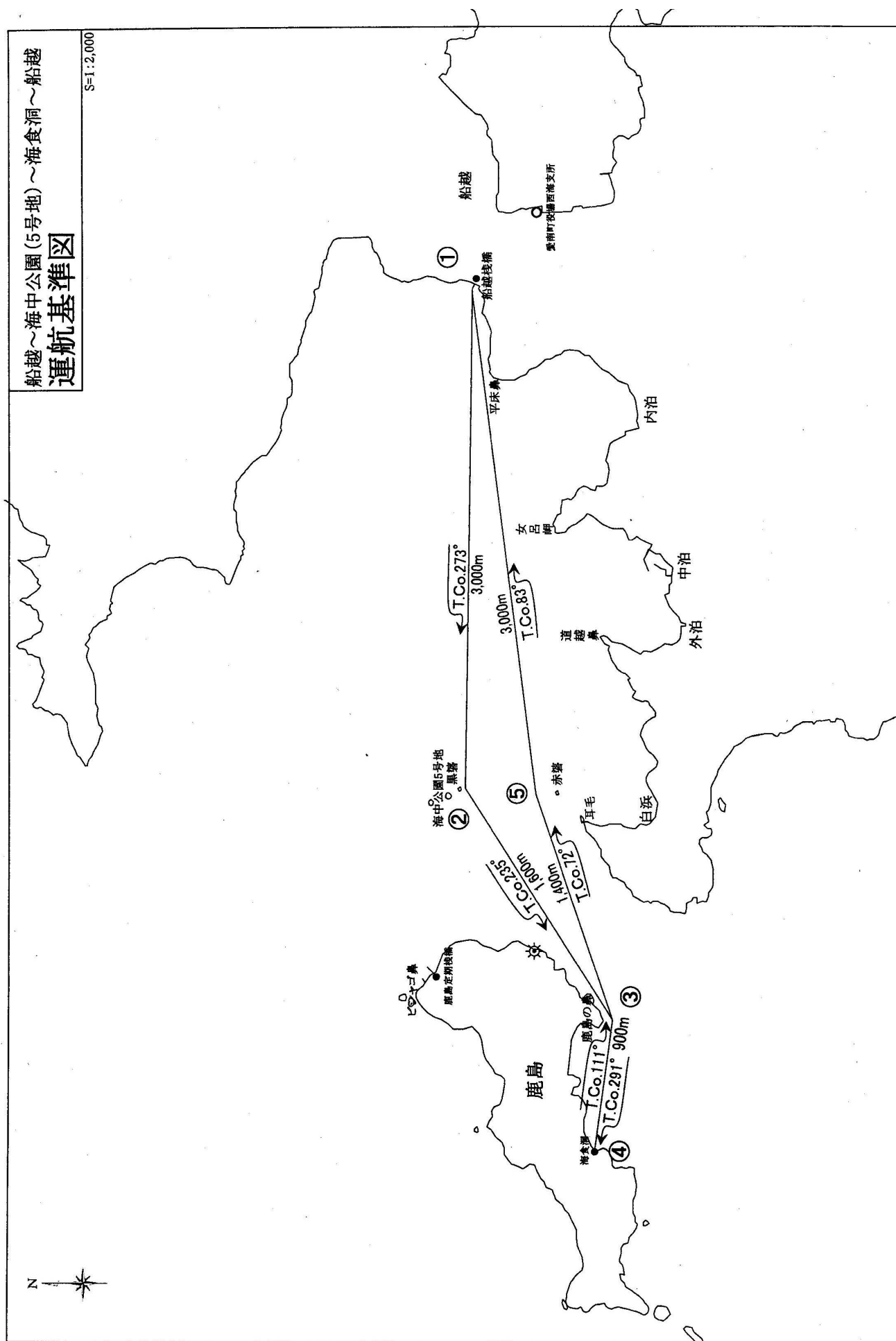
航行上の注意

入出港時等、十分安全が確保できる速力を遵守すること。

船越～海中公園(5号地)～海食洞～船越

運航基準図

S=1:2,000



船越～海中公園（5号地）～海食洞～船越

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. C o.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	起点船越棧橋				
				273	3000
②	海中公園（5号）			235	1600
③	鹿島の鼻	360	50	291	900
④	海食洞			111	900
③	鹿島の鼻	360	50	72	1400
⑤	赤碇	180	100	83	3000
①	起点船越棧橋			距離 10.8 km	

運航上の注意

入出港時等、十分安全が確保できる速力を遵守すること。

松島付近の変針航行にあたっては、十分安全運航に留意すること。

海食洞の進航及び退航にあたっては、特に海象に留意し無理のない運航に努めること。

船越～海中公園（5号地）～海中公園（3号地）～海食洞～船越

地点番号				真針路 T. Co.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	起点船越棧橋				
②	海中公園（5号地）			273	3000
③	ビシャゴ鼻	180	50	281	1300
④	海中公園（3号地）			243	900
⑤	観音崎	130	100	247	1150
⑥	松島	125	50	180	600
⑦	大滝の鼻	360	100	90	850
⑧	海食洞			Var	500
⑨	鹿島の鼻	360	50	111	900
⑩	赤碓	180	100	72	1400
①	起点船越棧橋			83	3000
					計 13.6 km

運航上の注意

入出港時等、十分安全が確保できる速力を遵守すること。

松島付近の変針航行にあたっては、十分安全運航に留意すること。

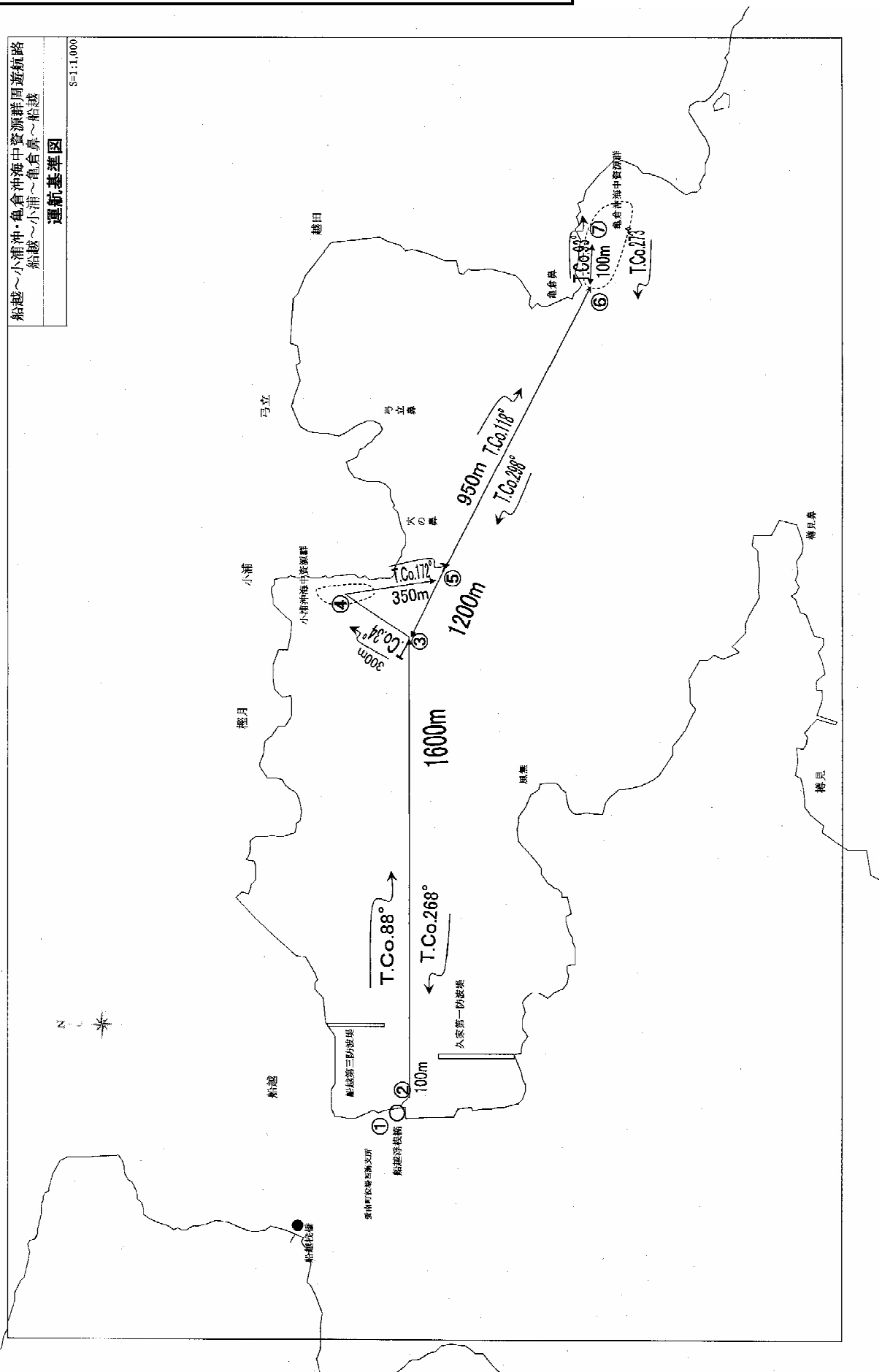
海食洞の進航及び退航にあたっては、特に海象に留意し無理のない運航に努めること。

4. 船越～小浦・亀倉沖海中資源群周遊航路

船越～小浦沖・亀倉沖海中資源群周遊航路
船越～小浦・亀倉沖～船越

運航基準図

S=1:1,000

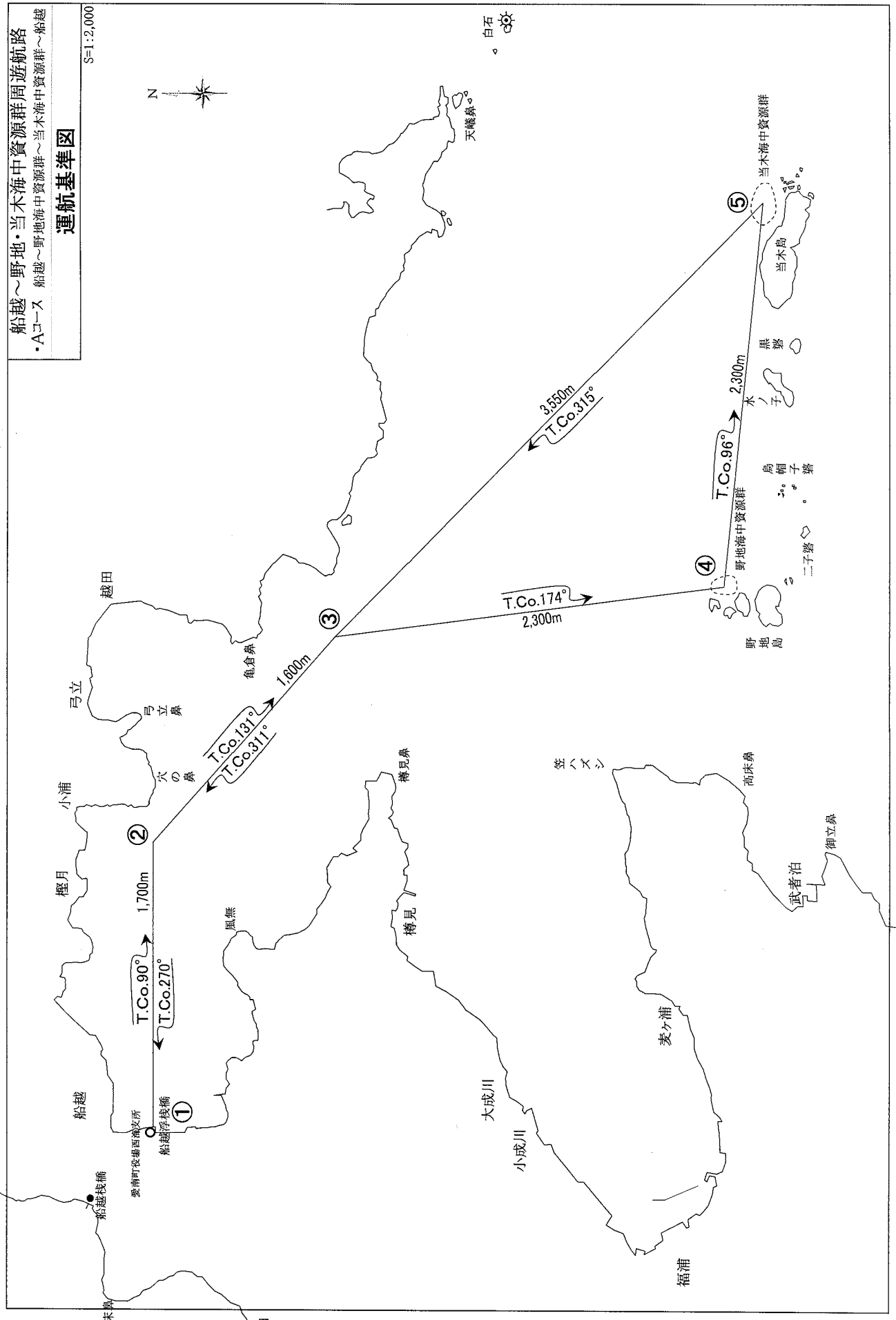


運 航 基 準

船越～小浦沖・亀倉沖海中資源群 6.4 km 船名 ガイヤナ 2

地点 番号	通 過 地 点 の 位 置			進 路 T. CO	距 離		機関回 転数 R. P. M	速力 knot	所要時間		備 考
	目 標	目標か らの方 位	目標か らの距 離		区間 m	入港地 までの 距離 m			区間 分	入港 地ま で分	
		TO	距離 m								
①	起点船 越棧橋		0			6,400				55	
				var°	100	6,300	1,300	5	1	54	
②	久家第 一防波 堤	130	100	88°	1,600	4,700	2,400	8	9	45	
③	穴の鼻	63	230								
				34′	300	4,400	1300	5	5	40	
④	小浦沖 海中資 源群										
				172°	350	4,050	1,300	5	5	35	資源群に出入 りする時は十 分安全な速力 で航行する
⑤	樽見鼻	172	1,200								
				118°	950	3,100	2,400	8	6	29	
⑥	亀倉鼻	90	100								
				93′	100	3,000	1,300	5	6	23	
⑦	亀倉沖 海中資 源群										
⑥	亀倉鼻	90	100	273°	100	2,900	1,330	5	6	17	資源群に出入 りする時は十 分安全な速力 で航行する
				298°	1,200	1,700	2,400	8	7	10	
③	穴の鼻	63	230								
				268°	1,600	100	2,400	8	9	1	
②	久家第 一防波 堤	130	100								
				var	100	0	var	Var	1	0	
①	起点船 越棧橋										

5. 船越～野地・当木海中資源群周遊航路



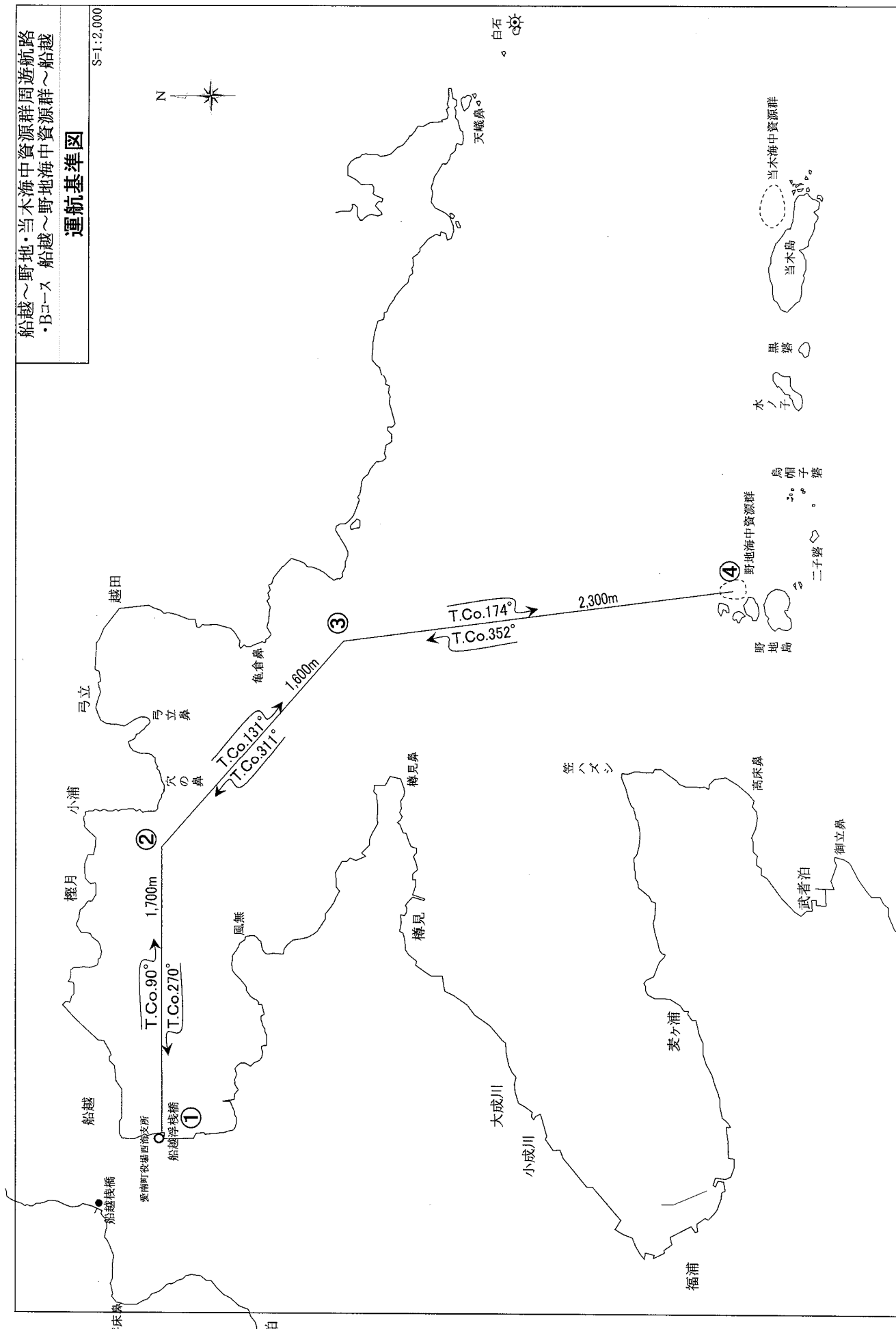
Aコース 船越～野地海中資源群～当木海中資源群～船越

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. C o.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	起点船越浮棧橋				
				90	1700
②	穴の鼻	90	350	131	1600
				174	2300
③	亀倉鼻	360	500	96	2300
				315	3550
④	野地島海中資源群			311	1600
				270	1700
⑤	当木島海中資源群				
③	亀倉鼻	90	350		
②	穴の鼻	360	500		
①	起点船越浮棧橋				
				距離 14.8 km	

船越～野地・当木海中資源群周遊航路
・Bコース 船越～野地海中資源群～船越

運航基準図

S=1:2,000



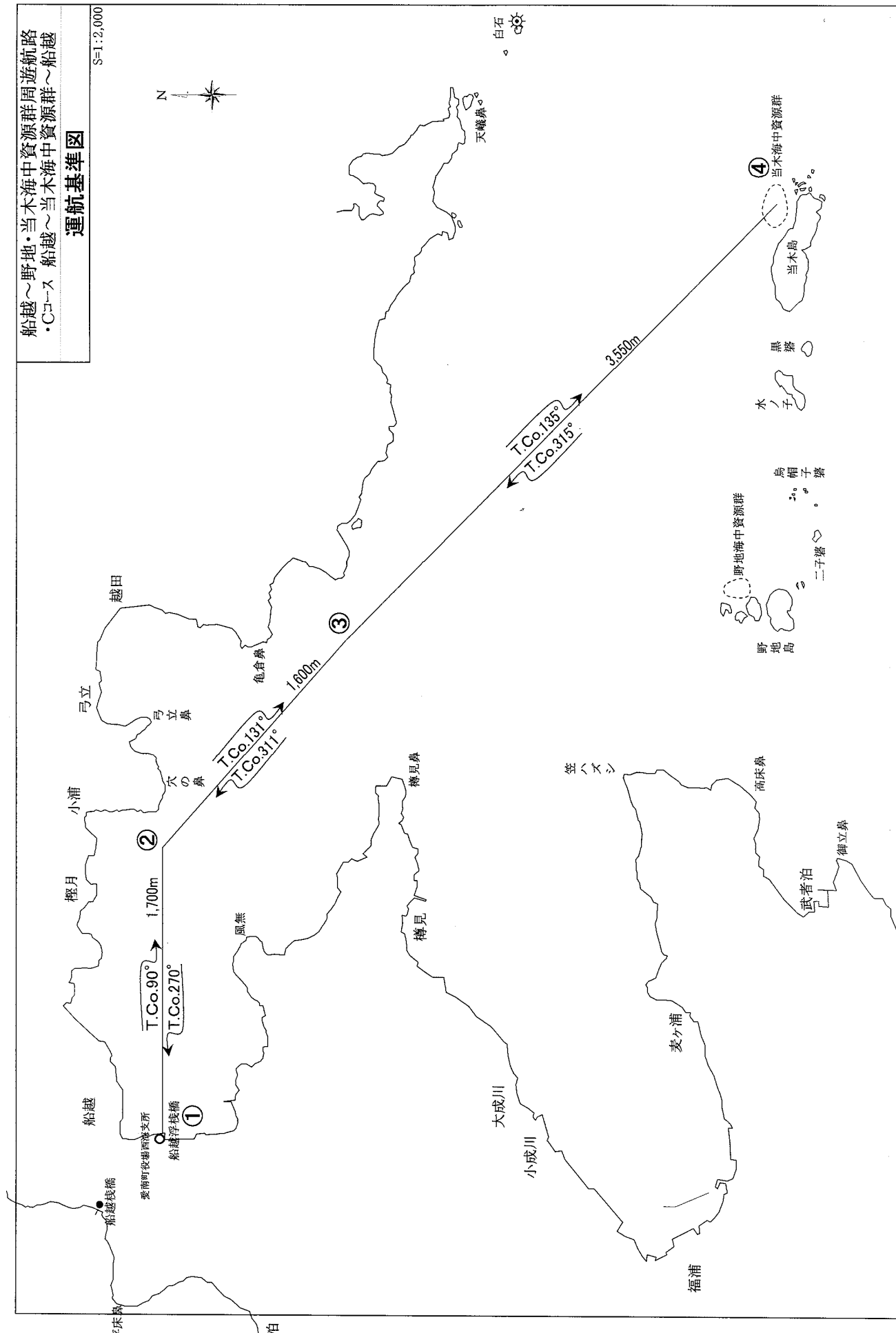
Bコース 船越～野地海中資源群～船越

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. C o.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	起点船越浮棧橋				
				90	1700
②	穴の鼻	90	350	131	1600
③	亀倉鼻	360	500	174	2300
④	野地島海中資源群			352	2300
③	亀倉鼻	90	350	311	1600
②	穴の鼻	360	500	270	1700
①	起点船越浮棧橋			距離 11.2 km	

船越～野地・当木海中資源群周遊航路
・コース 船越～当木海中資源群～船越

運航基準図

S=1:2,000



Cコース 船越～当木海中資源群～船越

地点番号	通 過 地 点 の 位 置			真針路 T. C o.	距 離 m.
	目 標	真方向	距離 m.		
①	起点船越浮棧橋				
				90	1700
②	穴の鼻	90	350	131	1600
③	亀倉鼻	360	500	135	3550
④	当木島海中資源群			315	3550
③	亀倉鼻	90	350	311	1600
②	穴の鼻	360	500	270	1700
①	起点船越浮棧橋			距離	13.7 km

別表（第9条関係）

速度基準表

ユメカイナ		
速力区分	回転数	速度 K t
最微速	7 1 0	5. 0
微速	1 3 2 5	9. 0
半速	1 7 3 0	1 2. 0
全速	2 1 9 0	1 7. 0
航海速力	2 4 3 0	1 9. 4

ガイヤナ 2		
速力区分	回転数	速度 K t
微速	6 0 0	2. 0
半速	1 2 0 0	4. 0
航海速力	2 4 0 0	8. 0
最大速力	2 5 0 0	9. 0

愛南町旅客船及び観光案内待合所 配置図

鹿島棧橋



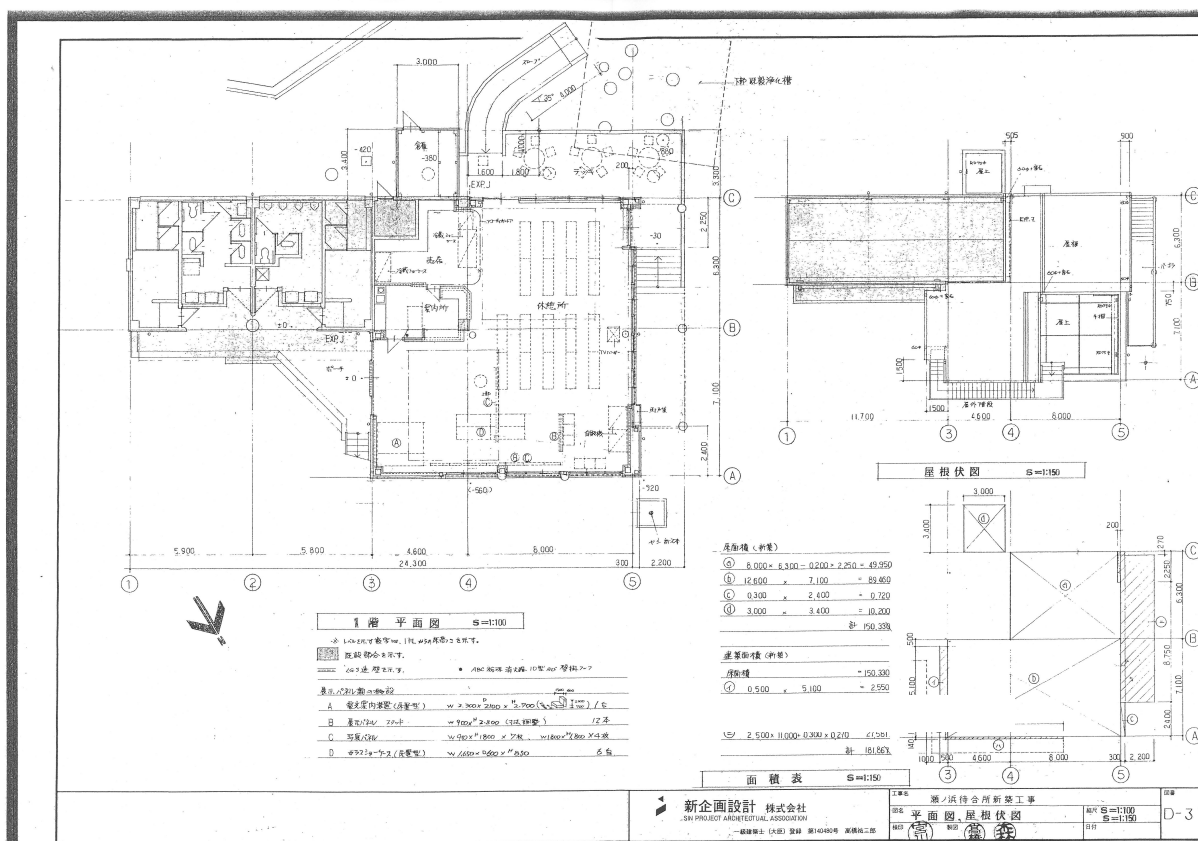
船越 瀬ノ浜棧橋、瀬ノ浜観光案内待合所



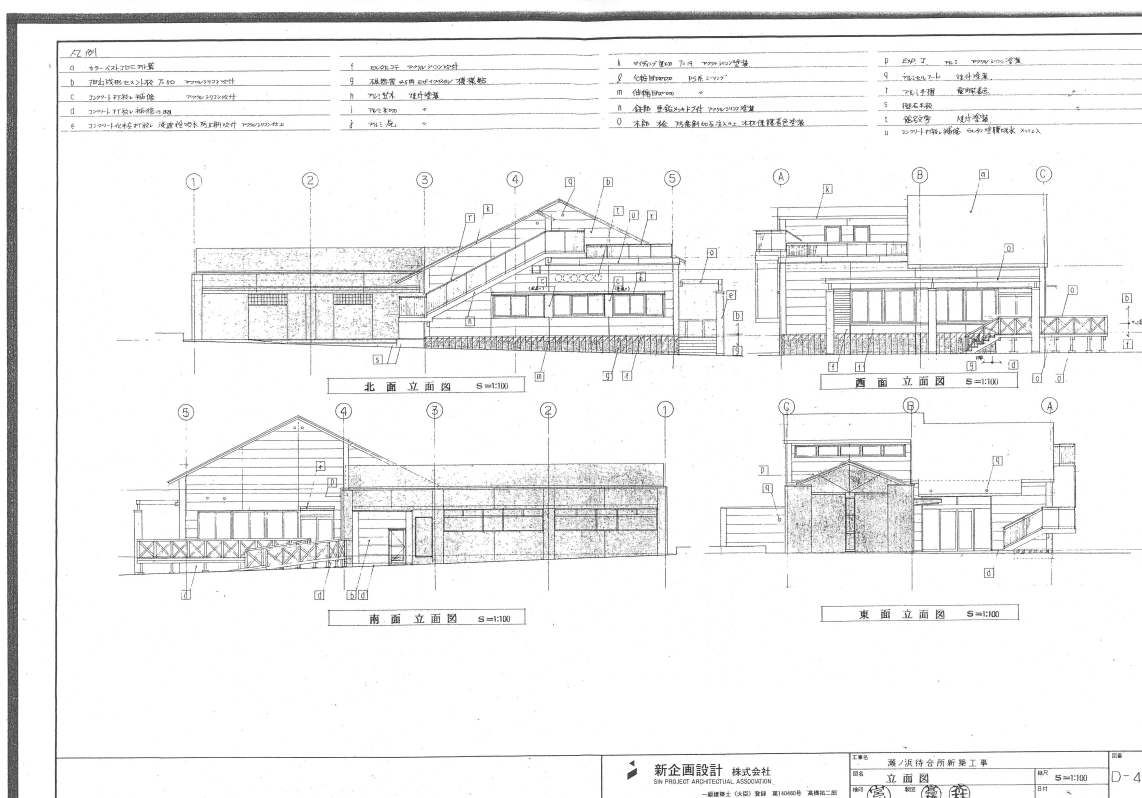
西海支所裏 浮棧橋



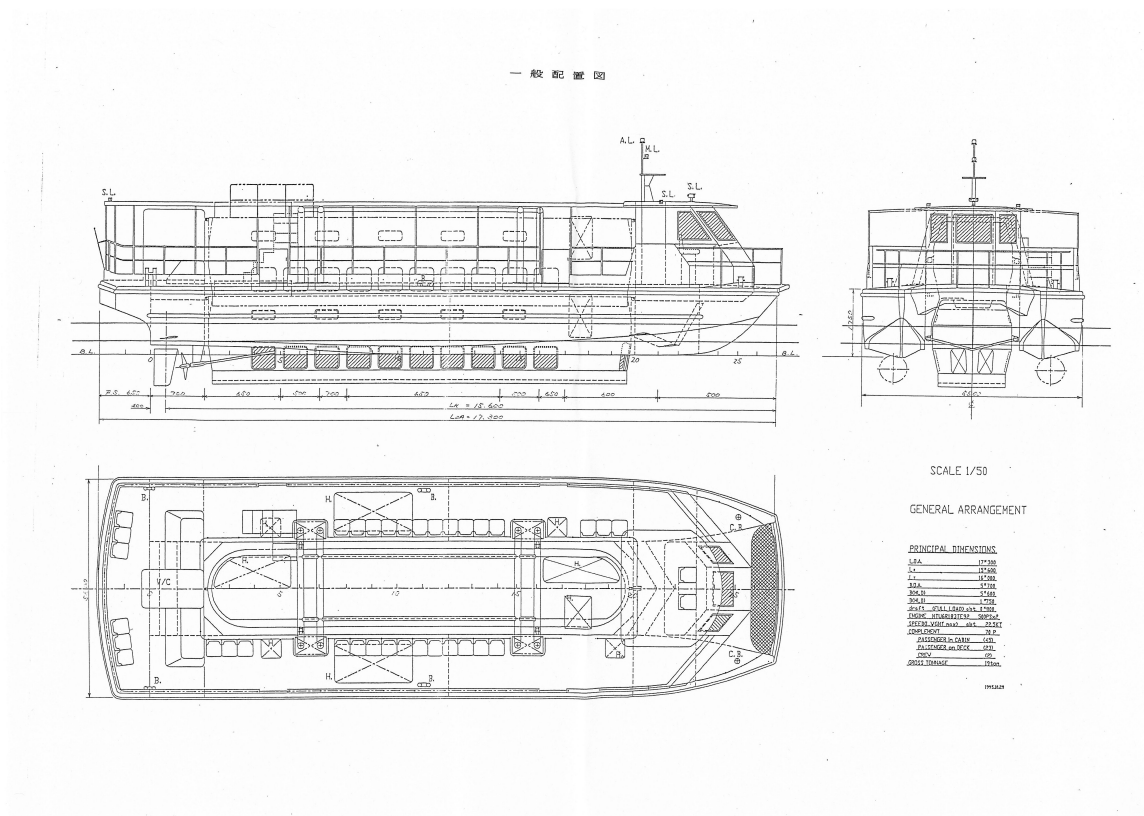
瀬ノ浜観光案内待合所 見取図



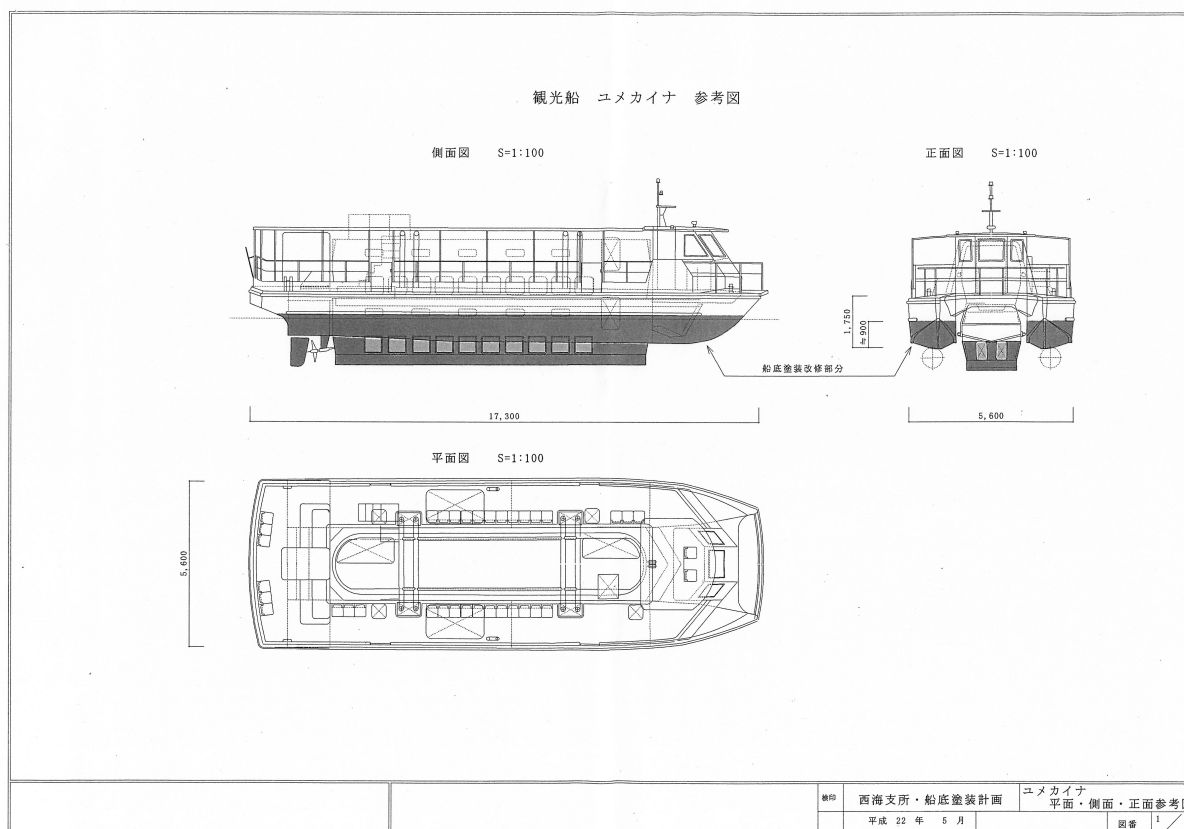
瀬ノ浜観光案内待合所 立面図



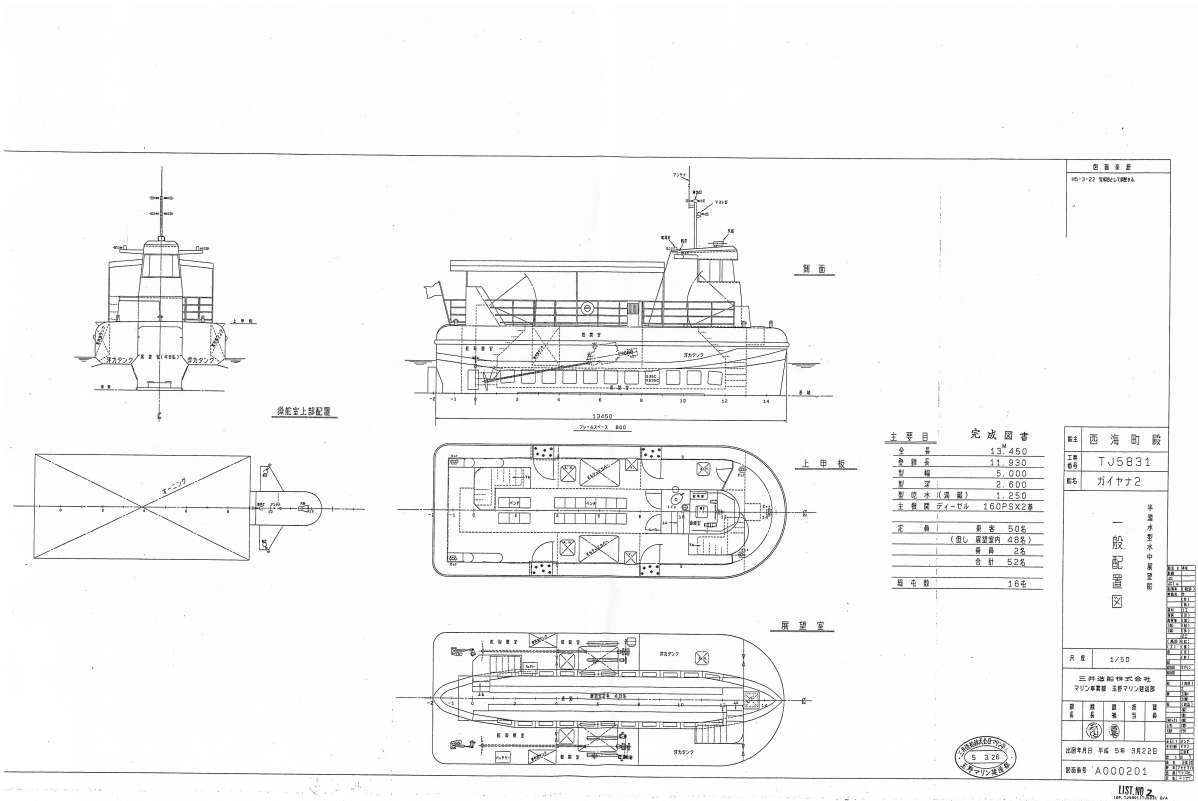
ユメカイナ 見取図



ユメカイナ 立面図



ガイヤナ2 見取図



ガイヤナ2 立面図

